

令和5年度 第2回 枚方市国民健康保険運営協議会

(資 料)

令和6年2月5日

枚方市 市民生活部 国民健康保険室 国民健康保険課

目 次

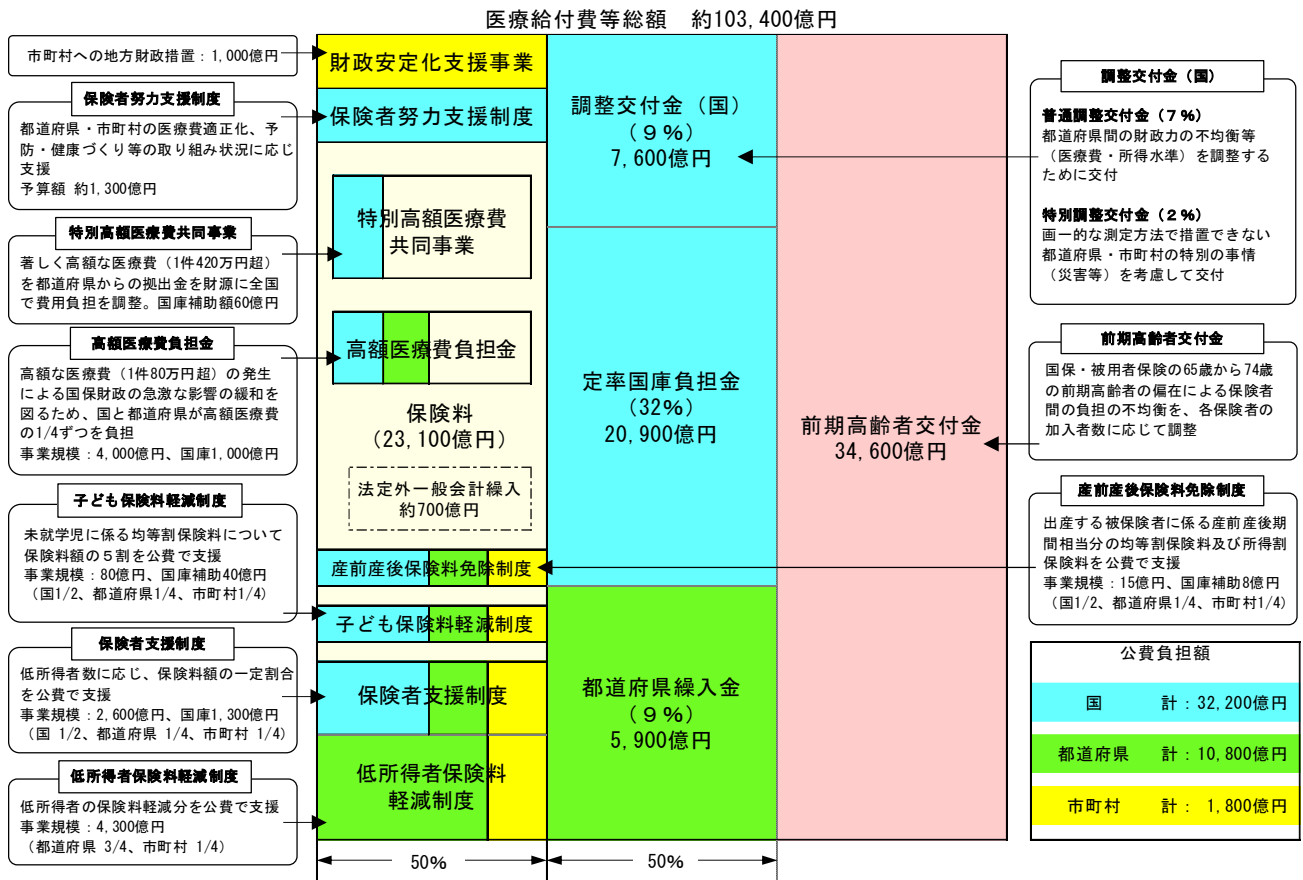
1. 市町村国保の財政構造について(令和6年度国予算ベース).....	1
2. 国民健康保険特別会計の仕組み	1
3. 大阪府国民健康保険の状況	2
(1)被保険者数	
(2)保険給付費	
4. 市町村標準保険料率への統一	3
5. 事業費納付金	3
(1)大阪府全体の事業費納付金	
(2)枚方市の事業費納付金	
6. 令和6年度の枚方市保険料率	5
(1)市町村標準保険料率	
(2)大阪府による市町村標準保険料率算定における増加の要因	
(3)市町村標準保険料率の抑制・平準化に向けた府全体の取り組み	
(4)賦課限度額の引上げについて	
(5)保険料軽減判定所得の引上げについて	
(6)所得階層別・世帯人数別保険料比較表	
(7)令和6年度 保険料のモデルケース	
7. 令和6年度 枚方市国民健康保険特別会計 当初予算(案)	9
8. 産前産後保険料の免除制度について	10
(1)実施時期	
(2)費用負担	
(3)周知・届出についての配慮	
9. 令和6年度 国民健康保険制度の適正な運営に向けた本市の取り組み	11
(1)マイナ保険証利用促進の取り組み	
(2)資格適正化の取り組み	
(3)保険料徴収の取り組み	
(4)保険給付適正化の取り組み	
(5)保健事業推進の取り組み	
(6)次期「大阪府国民健康保険運営方針」策定後の取り組み	

1. 市町村国保の財政構造について(令和6年度国予算案ベース)

図1

令和6年度の国保財政

(予算案ベース)

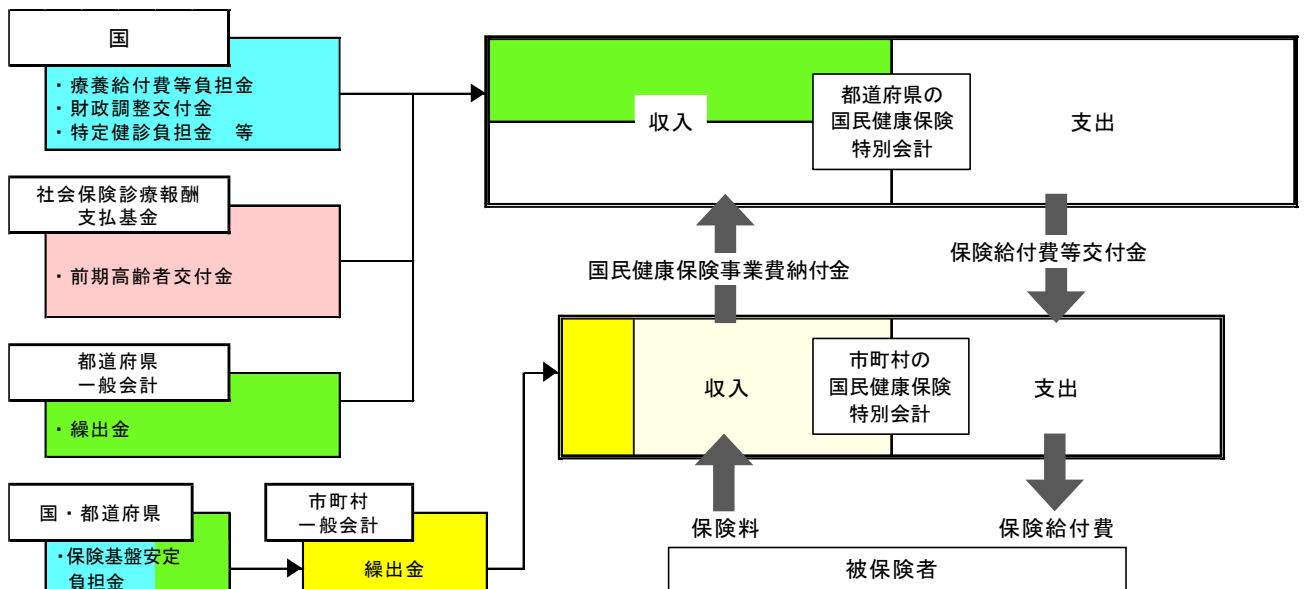


2. 国民健康保険特別会計の仕組み

平成30年度からの国民健康保険制度改革により、都道府県と市町村はともに保険者となり、都道府県は、財政運営の責任主体としての役割を担うこととなりました。

市町村は、徴収した保険料等を都道府県へ事業費納付金として納付します。都道府県は、各市町村から集まった事業費納付金等を財源として、各市町村へ保険給付に係る費用を交付金として交付します。

図2



3. 大阪府国民健康保険の状況

(1) 被保険者数

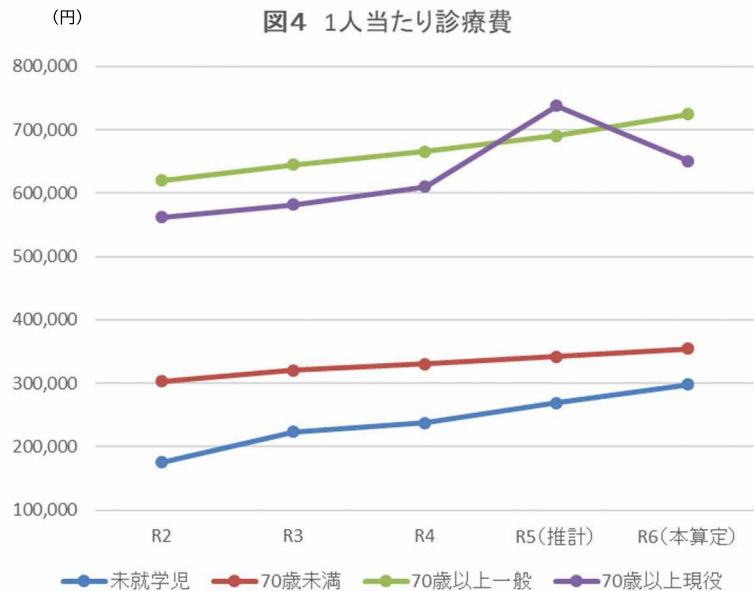
少子高齢化の影響により、これまで被保険者数全体としては減少傾向がある中で70歳以上の被保険者数は増加傾向を示していましたが、令和4年からは1947年以降に生まれた団塊の世代が、後期高齢者医療制度に移行していることから、70歳以上を含む全区分において被保険者数は減少する見込みです。



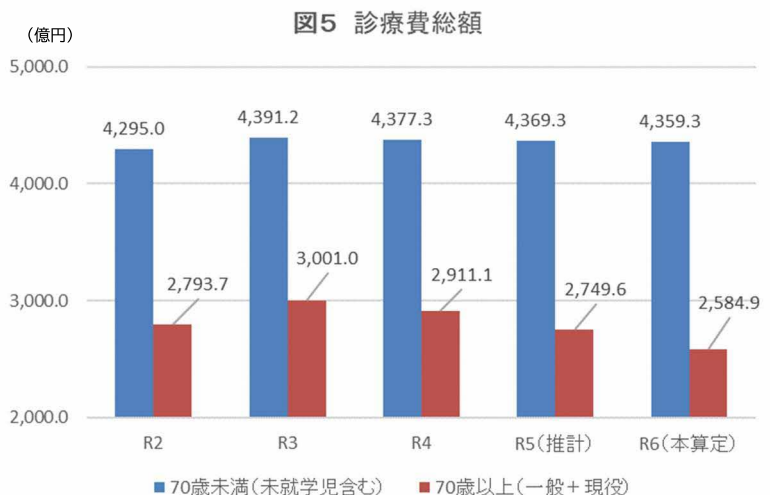
(2) 保険給付費

1人当たり保険給付費は、令和2年度のコロナ禍の診療控えからの反動の影響により、令和3年度は大幅な増加となりました。令和4年度以降も増加傾向は継続しています。

この傾向を踏まえた令和6年度の1人当たり診療費の推計については、70歳以上(現役並み所得者)を除く全ての年齢区分で増加傾向が継続しています。



一方、1人当たり診療費が約2倍となる70歳以上の被保険者については、これまで全体の1人あたり診療費の主な増加要因となってきましたが、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、70歳以上の被保険者数が減少していることを受けて、令和6年度における70歳以上の診療費総額は前年度比約6.0%の減少となっています。



4. 市町村標準保険料率への統一

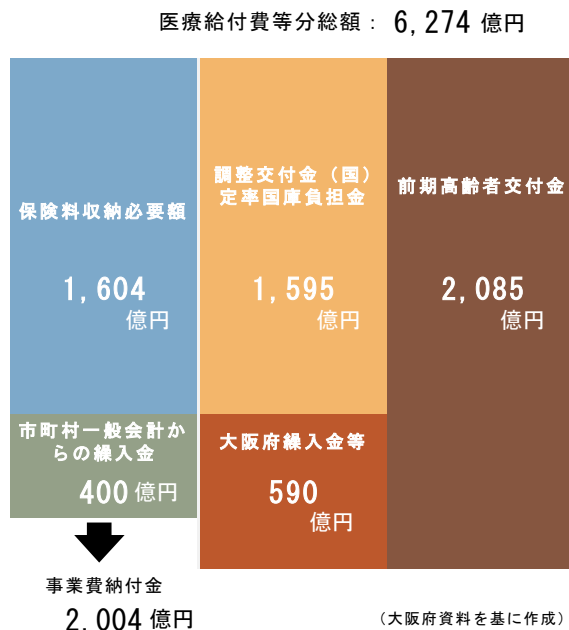
大阪府国民健康保険特別会計の医療給付費等分の財源は、右の図のように構成されています。

後期高齢者支援金等分及び介護納付金分についても同様に、国から示された係数をもとに推計した後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に必要な経費から公費等を控除し、市町村が納める国民健康保険事業費納付金を算定しています。

大阪府は、市町村が国民健康保険事業費納付金を納めるために保険料として集める必要がある額を勘案し、「市町村標準保険料率」を示します。大阪府においては、離島やへき地がないなど医療環境の格差が小さいこと、市町村間の医療費水準に大きな格差がないことから、被保険者間の負担の公平化を図るため、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、令和6年度に市町村標準保険料率に統一します。

令和5年度においては、43市町村中14市町村が市町村標準保険料率を採用しており、本府も段階的に保険料率や賦課割合について、市町村標準保険料率に近づけてきました。

図6 令和6年度大阪府国保特別会計の概況



5. 事業費納付金

(1)大阪府全体の事業費納付金

大阪府の算定した令和6年度の事業費納付金等の算定結果は以下のとおりです。

表1 大阪府内全体の国民健康保険事業費納付金等算定結果

府全体(R6)	事業費納付金(A)	一般会計からの法定繰入金等(B)	保険料収納必要額(A-B)	
医療分	200,394,752,156円	39,968,537,127円	160,426,215,029円	
後期分	57,911,783,822円	6,518,206,768円	51,393,577,054円	
介護分	20,959,417,124円	2,630,255,376円	18,329,161,748円	
被保険者数	介護2号被保険者数	世帯数	所得総額(医療分)	1人当たり保険料収納必要額
1,595,892人	556,059人	1,071,163世帯	834,522,729,516円	165,691円

*この資料では、保険料の賦課額のうち基礎賦課額に係るものを「医療分」、後期高齢者支援金等額に係るものを「後期分」、介護納付金額に係るものを「介護分」と表記しています。

*1人当たり保険料収納必要額は、(医療分の保険料収納必要額÷一般被保険者数)+(後期分の保険料収納必要額÷一般被保険者数)+(介護分の保険料収納必要額÷介護2号被保険者数)により求めた算定上の額です。

表2 (参考:令和5年度の算定結果)

府全体(R5)	事業費納付金(A)	一般会計からの法定繰入金等(B)	保険料収納必要額(A-B)	
医療分	204,146,666,183 円	38,000,344,381 円	166,146,321,802 円	
後期分	59,198,440,365 円	6,795,785,295 円	52,402,655,070 円	
介護分	21,952,386,256 円	2,589,033,941 円	19,363,352,315 円	
被保険者数	介護2号被保険者数	世帯数	所得総額(医療分)	1人当たり保険料収納必要額
1,697,205 人	575,485 人	1,132,535 世帯	892,526,776,666 円	162,417 円

(2)枚方市の事業費納付金

大阪府の算定した本市の令和6年度の事業費納付金等の算定結果は以下のとおりです。

表3 令和6年度枚方市事業費納付金等算定結果

枚方市(R6)	事業費納付金(A)	一般会計からの法定繰入金等(B)	保険料収納必要額(A-B)	
医療分	8,530,437,750 円	1,801,939,436 円	6,728,498,314 円	
後期分	2,448,131,091 円	290,469,347 円	2,157,661,744 円	
介護分	812,147,907 円	108,287,054 円	703,860,853 円	
被保険者数	介護2号被保険者数	世帯数	所得総額(医療分)	1人当たり保険料収納必要額
66,045 人	21,553 人	43,546 世帯	34,863,175,098 円	167,204 円

1人当たり保険料収納必要額が、大阪府全体の算定結果より多くなっています。これは、枚方市の被保険者の所得額が大阪府全体の平均よりも高いことが要因です。

表4 (参考:令和5年度の算定結果)

枚方市(R5)	事業費納付金(A)	一般会計からの法定繰入金等(B)	保険料収納必要額(A-B)	
医療分	8,739,310,561 円	1,722,415,587 円	7,016,894,974 円	
後期分	2,513,158,315 円	296,669,847 円	2,216,488,468 円	
介護分	849,768,851 円	104,439,504 円	745,329,347 円	
被保険者数	介護2号被保険者数	世帯数	所得総額(医療分)	1人当たり保険料収納必要額
70,825 人	22,431 人	46,800 世帯	38,172,019,380 円	163,597 円

6. 令和6年度の枚方市保険料率

(1) 市町村標準保険料率

5でお示した事業費納付金を納めるため、市町村が保険料として集める必要がある額を勘案し、大阪府が示す市町村標準保険料率(大阪府統一保険料)は次のとおりです。

表 5 令和6年度市町村標準保険料率(大阪府統一保険料率)

市町村標準(R6)	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.56%	35,040 円	34,803 円	65 万円
後期分	3.12%	11,167 円	11,091 円	22 万円
介護分	2.64%	19,389 円	—	17 万円

表 6 (参考: 令和5年度市町村標準保険料率)

市町村標準(R5)	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.18%	33,730 円	33,698 円	65 万円
後期分	2.97%	10,584 円	10,574 円	20 万円
介護分	2.61%	19,552 円	—	17 万円

表 7 (参考: 令和5年度枚方市保険料率)

枚方市(R5)	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.22%	32,060 円	32,290 円	65 万円
後期分	2.99%	10,160 円	10,220 円	20 万円
介護分	2.58%	19,180 円	—	17 万円

(2) 大阪府による市町村標準保険料率算定における増加の要因

大阪府による保険料率の算定においては、以下のような増加の要因が挙げられています。

① 保険給付費の増加

令和3年度以降、コロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向を受けて 1 人当たり診療費は増加傾向にあり、令和6年度は約 9,600 円(前年度比約2.6%)増加

② 後期高齢者支援金の支出増加

高齢化の進展、団塊世代の移行等により、後期高齢者支援金は 1 人当たり約 3,100 円(前年度比約4.6%)増加

③ 介護納付金の支出増加

介護給付費が全国的に増加傾向にあることに加え、介護報酬の増額改定により、介護納付金が 1 人当たり約 620 円(前年度比約0.8%)増加

(3) 市町村標準保険料率の抑制・平準化に向けた府全体の取り組み

これまで、各市町村において保険料の激変緩和措置や市町村独自の保険料減免等を行い、被保険者の負担軽減を図ってきました。令和6年度の保険料統一後は、各市町村が保険料の抑制に充てていた財源を大阪府に集約するなどし、府全体で統一保険料の抑制や平準化を行います。

図7 令和5年度までの保険料抑制の仕組み

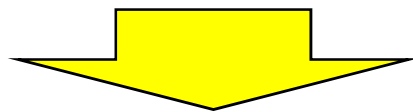
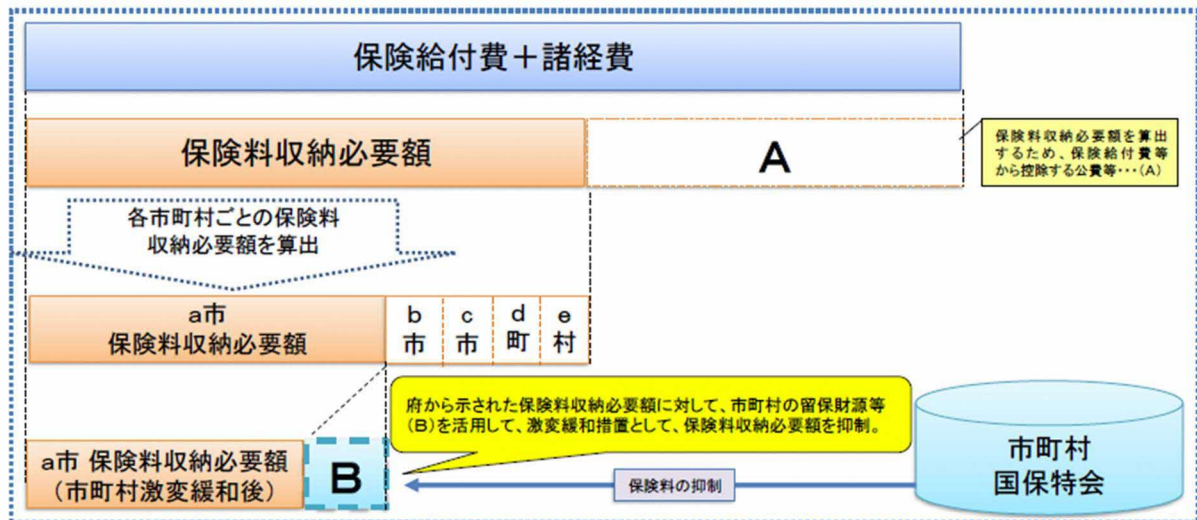
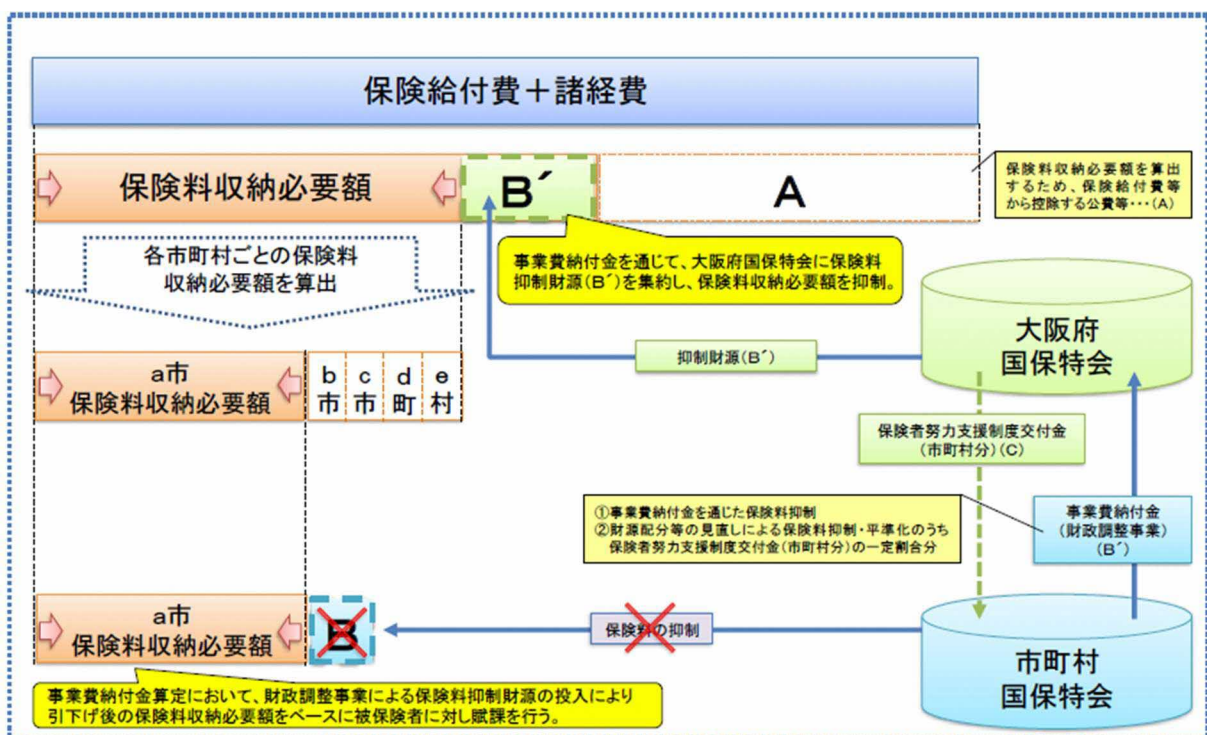


図8 令和6年度以降の保険料抑制の仕組み



主な取り組みは次のとおりです。

ア. 事業費納付金を通じた保険料抑制

公平性の観点から被保険者1人あたり額を定め、各市町村の被保険者数をかけた額を事業費納付金として府に納付し、府全体の保険料収納必要額を抑制します。
 府内の全市町村が対応可能な金額とし、令和6年度の被保険者1人あたり額は各市町村とも681円となりました。

イ. 財源配分等の見直しによる保険料抑制・平準化

これまでの府と市町村の財源配分を見直し、府に重点的に財源を確保することにより、統一保険料の抑制・平準化を行います。
 令和6年度は府繰入金(2号)の全額と、市町村分の保険者努力支援制度交付金の5割を府の財源とすることで、更なる保険料の抑制を図ります。

ウ. 大阪府国民健康保険特別会計の剰余金による保険料抑制・府財政安定化基金の財政調整機能活用による平準化

令和4年度より府財政安定化基金に財政調整機能が付与されていることから、府で生じた剰余金を次年度の統一保険料の抑制財源として活用するほか、後年度以降の保険料抑制財源として活用することにより、統一保険料の抑制・平準化を図ります。

これらの取り組みにより、令和6年度の1人あたり保険料収納必要額は、約5,100円抑制されています。

(4) 賦課限度額の引上げについて

国民健康保険法施行令の規定に沿った、大阪府の「国民健康保険運営方針」を踏まえ、後期分に係る賦課限度額を現行の20万円から22万円へ引き上げます。

表8 賦課限度額の推移

令和5年度			令和6年度		
医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
65万円	20万円	17万円	65万円	22万円	17万円

(5) 保険料軽減判定所得の引上げについて

所得が低い世帯にあっては、応益割(均等割及び平等割)の保険料負担が重くなることから、世帯の所得額に応じて、応益割保険料額を軽減する制度があります。国は、令和5年度に引き続き、令和6年度も、物価上昇に対する賃上げ等の影響で、応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、軽減判定所得基準額の見直しを行います。

表9 応益割保険料軽減判定所得

令和5年度	5割軽減	世帯の所得が43万円+(29万円×世帯の被保険者数等人数)以下
	2割軽減	世帯の所得が43万円+(53万5千円×世帯の被保険者数等人数)以下
令和6年度	5割軽減	世帯の所得が43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数等人数)以下
	2割軽減	世帯の所得が43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数等人数)以下

*世帯の被保険者等に給与所得者等が2人以上いる場合、給与所得者等の数が1を超える数に10万円を乗じた金額を、世帯の所得から減じて判定します。

(6)所得階層別・世帯人数別保険料比較表

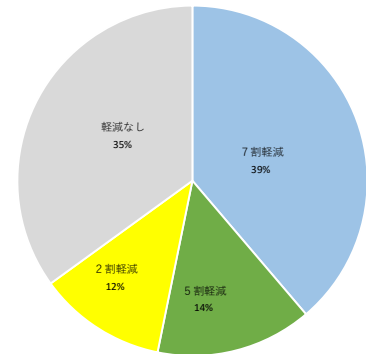
表10 医療給付費分・後期高齢者支援金等分および介護納付金分

(単位:円)

所得額 (単位:万円)	1人世帯						2人世帯						3人世帯					
	A:令和5年度		B:令和6年度		増減 (B-A)	軽減	A:令和5年度		B:令和6年度		増減 (B-A)	軽減	A:令和5年度		B:令和6年度		増減 (B-A)	軽減
	軽減		軽減				軽減		軽減				軽減		軽減			
43.0	7	29,100	7	33,445	4,345	7	45,500	7	53,124	7,624	7	56,200	7	66,986	10,786			
45.0	5	52,500	5	58,808	6,308	5	80,800	5	91,606	10,806	5	99,600	5	114,710	15,110			
70.0	5	89,400	5	97,108	7,708	5	117,800	5	129,906	12,106	5	136,700	5	153,010	16,310			
71.5	5	91,700	5	99,406	7,706	5	120,000	5	132,204	12,204	5	138,900	5	155,308	16,408			
95.0	2	157,600	2	168,855	11,255	5	154,800	5	168,206	13,406	5	173,500	5	191,310	17,810			
100.0		188,100		198,814	10,714	5	162,200	5	175,866	13,666	5	180,900	5	198,970	18,070			
115.0		210,300		221,794	11,494	2	234,000	2	251,972	17,972	5	203,200	5	221,950	18,750			
128.5		230,200		242,476	12,276	2	253,900	2	272,654	18,754	5	223,200	5	242,632	19,432			
132.0		235,400		247,838	12,438	2	259,100	2	278,016	18,916	2	290,600	2	314,981	24,381			
147.0		257,600		270,818	13,218	2	281,400	2	300,996	19,596	2	312,800	2	337,961	25,161			
150.0		262,000		275,414	13,414	2	290,300	2	305,592	15,292	2	317,200	2	342,557	25,357			
167.0		287,100		301,458	14,358		348,600		367,054	18,454	2	342,400	2	368,601	26,201			
184.5		313,000		328,268	15,268		374,400		393,864	19,464	2	368,200	2	395,411	27,211			
199.0		334,500		350,482	15,982		395,900		416,078	20,178	2	389,800	2	417,625	27,825			
202.0		339,000		355,078	16,078		400,300		420,674	20,374	2	401,100	2	422,221	21,121			
237.0		390,700		408,698	17,998		452,100		474,294	22,194		494,400		520,501	26,101			
276.0		448,300		468,446	20,146		509,800		534,042	24,242		551,900		580,249	28,349			
316.0		507,600		529,726	22,126		568,900		595,322	26,422		611,100		641,529	30,429			
356.0		566,700		591,006	24,306		628,100		656,602	28,502		670,300		702,809	32,509			
436.0		684,900		713,566	28,666		746,400		779,162	32,762		788,700		825,369	36,669			
520.0		809,300		842,254	32,954		870,700		907,850	37,150		912,900		954,057	41,157			
610.0		942,400		980,134	37,734		989,100		1,027,264	38,164		1,020,000		1,040,000	20,000			
655.0		998,600		1,033,202	34,602		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000			
705.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000			
805.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000			
905.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000			
1,305.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000			
1,805.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000			
2,805.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000			

所得額 (単位:万円)	4人世帯						5人世帯					
	A:令和5年度		B:令和6年度		増減 (B-A)	軽減	A:令和5年度		B:令和6年度		増減 (B-A)	軽減
	軽減		軽減				軽減		軽減			
43.0	7	66,800	7	80,848	14,048	7	77,500	7	94,710	17,210		
45.0	5	118,500	5	137,813	19,313	5	137,300	5	160,917	23,617		
70.0	5	155,500	5	176,113	20,613	5	174,200	5	199,217	25,017		
71.5	5	157,700	5	178,411	20,711	5	176,500	5	201,515	25,015		
95.0	5	192,400	5	214,413	22,013	5	211,200	5	237,517	26,317		
100.0	5	199,800	5	222,073	22,273	5	218,600	5	245,177	26,577		
115.0	5	222,000	5	245,053	23,053	5	240,800	5	268,157	27,357		
128.5	5	241,900	5	265,735	23,835	5	260,800	5	288,839	28,039		
132.0	5	247,200	5	271,097	23,897	5	266,000	5	294,201	28,201		
147.0	5	269,400	5	294,077	24,677	5	288,200	5	317,181	28,981		
150.0	5	273,800	5	298,673	24,873	5	292,600	5	321,777	29,177		
167.0	2	373,800	2	405,567	31,767	5	317,700	5	347,821	30,121		
184.5	2	399,600	2	432,377	32,777	5	343,600	5	374,631	31,031		
199.0	2	421,200	2	454,591	33,391	2	452,700	2	491,556	38,856		
202.0	2	425,700	2	459,187	33,487	2	457,100	2	496,152	39,052		
237.0	2	477,300	2	512,807	35,507	2	508,900	2	549,772	40,872		
276.0		594,200		626,456	32,256	2	566,500	2	609,520	43,020		
316.0		653,300		687,736	34,436		695,500		733,943	38,443		
356.0		712,600		749,016	36,416		754,800		795,223	40,423		
436.0		830,800		871,576	40,776		873,100		917,783	44,683		
520.0		955,100		1,000,264	45,164		993,700		1,030,456	36,756		
610.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		
655.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		
705.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		
805.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		
905.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		
1,305.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		
1,805.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		
2,805.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		

令和5年度 軽減世帯の割合



	令和6年度 保険料率		賦課限度額	
	賦課割合	保険料率		
医療分	所得割	46.50%	650,000円	
	均等割	32.30%		35,040円
	平等割	21.20%		34,803円
後期分	所得割	46.90%	220,000円	
	均等割	32.10%		11,167円
	平等割	21.00%		11,091円
介護分	所得割	44.20%	170,000円	
	均等割	55.80%		19,389円

※所得者は世帯に1人と想定、3人目以降は医療分と後期分のみとしています。

※賦課限度額を令和5年度の102万円から、令和6年度想定は104万円に変更して表示しています。

※2人世帯/3人世帯においては、軽減判定所得の増額に伴う軽減適用範囲の拡充が反映されていることから、一部で保険料が減額となっています。

(7)令和6年度 保険料のモデルケース

表11 40代夫婦と子ども2人の4人世帯
(収入ありは1人、子ども1人は未就学児)

給与収入	980,000円	給与収入	1,500,000円	給与収入	2,400,000円
所得額	430,000円	所得額	950,000円	所得額	1,600,000円
R5	60,500円	R5	181,900円	R5	346,600円
R6案	73,917円	R6案	202,861円	R6案	376,359円
7割軽減該当		5割軽減該当		2割軽減該当	

表12 65歳以上夫婦2人世帯

(公的年金平均受給額=国民年金67万円、厚生年金(男)201万円、厚生年金(女)131万円)

夫婦とも国民年金受給		夫：厚生年金 妻：国民年金		年金収入・他所得あり	
年金収入	1,340,000円	年金収入	2,680,000円	年金収入等	2,680,000円
所得額	0円	所得額	910,000円	所得額	2,905,000円
R5	34,000円	R5	117,400円	R5	429,100円
R6案	41,491円	R6案	130,017円	R6案	452,138円
7割軽減該当		5割軽減該当		軽減なし	

※公的年金平均受給額は「令和4年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」(厚生労働省年金局)を基に算定

7. 令和6年度 枚方市国民健康保険特別会計 当初予算(案)

表13

歳入 (単位:千円)			歳出 (単位:千円)		
款	R6当初(案)	対前年比	款	R6当初(案)	対前年比
1.保険料	7,742,336	▲219,156	1.総務費	621,813	▲9,174
2.府支出金	27,425,419	▲903,833	2.保険給付費	26,875,634	▲778,791
3.財産収入	100	0	3.共同事業拠出金	0	▲10
4.繰入金	3,892,160	71,353	4.保健事業費	391,623	▲4,784
5.諸収入	939,985	21,636	5.国保事業費納付金	11,790,718	▲311,904
			6.公債費	2,000	0
			7.諸支出金	40,500	▲100
			8.基金積立金	100	0
			9.予備費	277,612	74,763
歳入合計	40,000,000	▲1,030,000	歳出合計	40,000,000	▲1,030,000

8. 産前産後保険料の免除制度について

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、出産する被保険者に係る国民健康保険料について、産前産後期間に係る所得割額及び均等割額を免除します。免除の対象となる期間は、出産予定の月又は出産した月の前月(多胎の場合は3か月前)から、出産予定の月・出産した月の翌々月までとし、世帯主からの届出に基づき免除を行います。

図9 産前産後保険料免除のイメージ



(1)実施時期

令和6年1月以降の免除対象月の保険料から適用します。例として、最も早い免除対象者は令和5年11月に出産する予定、又は出産した被保険者となり、免除の適用は令和6年1月分となります。

図10 令和5年11月に出産する場合



(2)費用負担

免除された保険料については、公費負担(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)となります。

(3)周知・届出についての配慮

広報・HPでの周知の他、母子手帳交付時にチラシをもれなく配布する、また国民年金保険料の免除届出があったときに国保に案内いただけるよう、庁内・年金事務所とも連携しています。

届出につきましては郵送でも可能としています。また、届出ができない場合でも、出産育児一時金の支払データなどから出産の事実を確認することができる場合は、保険料の免除を適用します。

9.令和6年度 国民健康保険制度の適正な運営に向けた本市の取り組み

(1)マイナ保険証利用促進の取り組み

健康保険法等の改正により、令和6年12月2日に従来の保険証が廃止となることを受け、マイナ保険証の利用促進へ向けたPRを行います。

具体的には、広報やホームページなどを活用したPRの他に、11月の保険証の一斉送付時に、全被保険者を対象にマイナンバーカードを保険証として安心して利用できるよう個人番号の下4桁などを記載した加入者情報について通知します。

(2)資格適正化の取り組み

オンライン資格確認等システムから提供されている国保と被用者保険の資格重複リストを活用した脱退勧奨通知の送付と職権による資格喪失処理については、令和4年度より実施していますが、よりコンスタントに実施することや、脱退勧奨通知に併せてSMSを送信するなどの工夫により、常時適正化された状態を目指します。

(3)保険料徴収の取り組み

令和6年度の現年度目標徴収率を95.5%(大阪府から示された標準徴収率は93.94%)とし、滞納繰越分を含めた収納率向上を図るため、従来からの取り組みに加えて下記を進めます。

滞納者の資力の有無を明らかにする金融機関等への財産調査について、導入金融機関の拡大が見込まれる電子照会をさらに効果的に活用し、滞納者の資力の把握に努めるとともに、債権回収課との組織的な連携強化を図り、これまで移管していた滞納繰越分の高額案件に加え、現年度分も含めた柔軟な移管調整をすることで、現年度の収納率向上を目指します。

滞納者について、所得状況や滞納期別などの角度で分析を行いました。転出や社会保険加入などで国保を脱退した滞納者の収納率が低いことを受け、事業所への給与照会や給与差押を行うなど効果的な対策を行います。

今年度もさらに多面的かつ掘り下げた分析を行うことで、効果的な徴収対策に繋がっていきます。

(4)保険給付適正化の取り組み

ジェネリック医薬品の普及に関しては、利用した場合の自己負担額軽減効果を示した啓発を引き続き行い、使用割合の政府目標である80%(数量シェア)を超えることを目指します。令和6年度には新たな取り組みとして、先発薬と有効成分や添加物・製法などが同一である「オーソライズド・ジェネリック」についての周知や、オーソライズド・ジェネリックが存在する先発薬を処方されている被保険者に対する啓発等を検討しています。

また、リフィル処方箋の啓発について、高齢受給者証や高額療養費の支給決定通知を発送する際にリーフレットを同封するなどし、周知を図ります。

(5)保健事業推進の取り組み

「第4期特定健康診査等実施計画・第3期データヘルス計画」(別添案のとおり)について、保健事業の評価や被保険者の状況、令和5年12月に実施したパブリックコメント等を反映させ令和6年度施行に向け作業を進めており、これらの計画に基づき特定健康診査や各保健事業を推進していきます。

(6)次期「大阪府国民健康保険運営方針」策定後の取り組み

大阪府と府下の市町村は、「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」(以下、調整会議)において、平成27年度より国民健康保険運営方針の策定や保険料率の完全統一に向けた議論を重ねてきました。

令和5年12月には、令和6年度から令和11年度までの6年間を対象とした、次期「大阪府国民健康保険運営方針」が策定され、先述の保険料抑制に係る取り組みを含む保険財政の安定的運営や、予防・健康づくり・医療費の適正化に関する施策、国保事業運営の広域化・効率化を図るための取り組み方針などが定められました。

本市は、調整会議の下部に設置された会議体(ワーキンググループ)や大阪府国民健康保険運営方針策定の際の法定意見聴取等において、保険料を財源とする保健事業の「独自事業分」のあり方や、賦課総額に関わる各市の予定収納率の設定方法における課題などについて、これまで積極的に意見し、議論に関わってきました。

今後も引き続き、議論に加わるとともに、本市が取り組む保険料の収納対策や医療費適正化事業の好事例について、府内の市町村に横展開するなどし、国保財政の安定的な運営に積極的に取り組んでいきます。

また、次期運営方針に基づく今後の事務運用、特に統一保険料率への移行については、大阪府と連携し、本市でも広報紙、ホームページ等により、市民への周知に努めます。